

令和 年 月 日

保護者 様

南牧村立南牧小学校
校長 小須田 健志

学校感染症における出席停止について

お子さんの具合はいかがでしょう。お子さんの病気は、学校において予防すべき感染症に該当しますので、学校保健安全法第19条により出席停止となります。これは、学校内での感染症まん延防止を目的とするものです。出席停止期間は下記のとおりです。登校するときは、『治癒証明書』を提出してください。

学校感染症の種別・種類		出席停止の期間 *医師が感染のおそれがないと認めたときは、以下の限りではない。
第一種	新型コロナウイルス感染症など 感染症法一類及び二類感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症してから5日経過し、かつ、熱がさがった後2日を経過するまで
	百日咳	特有のせきがなくなるまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	熱がさがった後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現してから5日を経過し、かつ、全身の状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	

.....キリトリセン.....

治 癒 証 明 書

南牧村立南牧小学校長 様

年 氏名

上記の児童は、学校感染症（ ）により出席停止となつて
インフルエンザの場合 A型・B型 ←どちらかに○

いましたが、 月 日より登校可能と認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

